

『酒類の表示』の手引き

法令出版編集部〔編〕

『酒類の表示』の手引き

目次

第1編 表示基準の概要	1
Ⅰ 酒類の表示義務.....	2
Ⅱ 酒類の品目等の表示義務.....	4
1 酒類製造業者又は酒類販売業者の表示義務.....	4
2 酒類の包装についての表示.....	6
3 品目の表示の例外.....	22
4 製造場の記号表示.....	22
5 規定の表示と異なる表示.....	22
Ⅲ 酒類の表示の基準.....	27
1 酒類の表示の基準の概要.....	27
2 基準を定める事項.....	27
3 表示の基準が遵守されないとき.....	28
第2編 具体的な表示基準	33
Ⅰ 清酒の製法品質表示基準.....	35
○ 清酒の製法表示基準の概要.....	37
Ⅱ 果実酒の製法品質表示基準.....	61
○ 果実酒等の製法品質表示基準について（ワインのラベル表示のルール）.....	75
○ パンフレット「ワインラベルが語ること」.....	105
Ⅲ 酒類における有機の表示基準.....	113
○ 「酒類における有機の表示基準」の概要.....	115
○ 酒類における有機の表示基準の廃止に関する資料.....	132
Ⅳ 酒類の地理的表示に関する表示基準.....	135
○ 酒類の地理的表示活用の手引き.....	177
Ⅴ 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準.....	199
○ 酒類の陳列場所における表示の概要.....	201

第3編 表示に関する命令等…………… 223

- 1 酒類の表示に関する命令……………224
- 2 表示の基準が遵守されないとき……………224
 - 「酒類の表示の基準における重要基準を定める件」の概要……………225

第4編 表示方法の届出等…………… 229

- 1 酒類の表示方法の届出……………230
- 2 酒類の品目の表示の方法の届出……………230
- 3 具体的な手続……………230
- 4 その他の表示関係手続……………230
- 5 届出書類等掲載場所……………231
 - 表示方法届出書……………233
 - 記号表示届出書……………235
 - 記号表示省略（異なる表示の）承認申請書……………237
 - 酒類の表示方法チェックシート
 - ・ 各品目共通……………239
 - ・ 清酒に関する表示事項用……………245
 - ・ 焼酎に関する表示事項用……………247
 - ・ 果実酒に関する表示事項用……………248
 - ・ 有機に関する表示事項用……………250

第5編 酒類に関する食品表示法…………… 289

- 食品表示法の概要（酒類表示編）……………314

第6編 その他の表示…………… 383

- I 資源の有効な利用の促進……………385
 - 1 資源の有効な利用への取り組み……………386
 - 2 材質表示の取り組み……………387
- II 税関への表示の手続……………393

- 酒類の表示方法の届出について……………395
- III その他の表示に関する基準等……………405
 - 1 公正競争規約……………406
 - 2 自主基準……………406

法律・政令・省令

酒類業組合法

- 第86条の5（酒類の品目等の表示義務）……………8
- 第86条の6（酒類の表示の基準）……………29
- 第86条の7（酒類の表示に関する命令）……………227
- 第86条の8（国税審議会への諮問）……………29

酒類業組合法施行令

- 第8条の3（表示事項）……………8・23
- 第8条の4（表示の基準）……………29

酒類業組合法施行規則

- 第11条の2（表示方法の届出を要しない見本）……………9
- 第11条の3（表示方法の届出等）……………9・232
- 第11条の4（表示を要する酒類の包装）……………10
- 第11条の5（品目の例外表示）……………23
- 第11条の6（記号表示の届出）……………24・232
- 第11条の7（表示の省略等の承認の申請）……………24・232

二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律……………203

食品表示法……………282

食品表示基準（抄）……………293

資源の有効な利用の促進に関する法律……………388

鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの 表示の標準となるべき事項を定める省令	389
--	-----

法令解釈通達

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

第86条の5 酒類の品目等の表示義務	
1 総則	10
2 酒類の品目等の表示の取扱い	14
3 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示	17
4 酒類の包装に対する品目等の表示の取扱い	20
5 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い	25
6 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い	26
第86条の6 酒類の表示の基準	
1 総則	31
2 清酒の製法品質表示基準の取扱い	49
3 果実酒等の製法品質表示基準の取扱い	68
4 酒類における有機等の表示基準の取扱い等	124
5 酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱い	142
6 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い	207

酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱いについて（法令解釈通達）	142
----------------------------------	-----

告示

酒類の表示基準における重要基準を定める件	30
清酒の製法品質表示基準を定める件	43
果実酒等の製法品質表示基準を定める件	63
酒類における有機の表示基準	118
酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件	136
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準を定める件	203
酒類の表示基準における重要基準を定める件	227

Q & A

果実酒等の製法品質表示基準のQ & A	80
「酒類の地理的表示に関する表示基準」Q & A	171
酒類の陳列場所における表示Q & A	214
食品表示法における酒類の表示のQ & A	315
食品表示法における酒類の表示のQ & A 別冊 【原料原産地表示関係】	358
食品表示基準Q & A（抜粋）	363

第1編 表示基準の概要

I 酒類の表示義務

酒類の容器及び包装には、酒税の検査取締上の見地から、当該酒類の品目等、所定の事項を表示することが義務付けられています（組合法86の5、組合令8の3）。

また、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、財務大臣は、酒類の製法、品質その他一定の事項の表示について必要な基準を定めることができることとされています（組合法86の6、組合令8の4）。

このほか、食品表示法に基づく食品表示基準が令和2年4月1日から適用されています。

	目的	表示内容	根拠規定
酒類の品目等の表示義務	酒税の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業者の氏名又は名称 ・ 製造場の所在地 ・ 内容量 ・ 品目 ・ アルコール分 ・ 税率適用区分（発泡酒及び雑酒） ・ 発泡性を有する旨及び税率適用区分（その他の発泡性酒類） 	組合法86の5 組合令8の3
酒類業組合法に基づく酒類の表示基準 ^(注)	酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清酒の製法品質表示基準（平成元年11月国税庁告示第8号） ・ 果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号） ・ 酒類における有機の表示基準（平成12年12月国税庁告示第7号） ・ 酒類の地理的表示に関する表示基準（平成27年10月国税庁告示第19号） ・ 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年11月国税庁告示第9号） 	組合法86の6 組合令8の4 国税庁告示
食品表示法に基づく食品表示基準	食品を摂取する際の安全性の確保及び自主かつ合理的な食品の選択の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称（品目） ・ 添加物 ・ 内容量 ・ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 ・ 製造所等の所在地及び製造者等の名称等 ・ L-フェニルアラニン化合物を含む旨など 	食品表示法4 食品表示基準

^(注) 酒類の表示基準を定める権限は、財務大臣から国税庁長官に委任されています（酒類業組合法施行規則20）。

Ⅱ 酒類の品目等の表示義務

1 酒類製造業者又は酒類販売業者の表示義務

酒類製造業者又は酒類販売業者は、酒類の品目などを容易に識別することができる方法で、酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならないこととされ、表示しなければならない項目は、酒類の品目その他の政令で定める事項とされています（組合法86の5、組合令8の3）。

(1) 酒類製造者の表示義務

酒類製造業者は、その製造場から移出する酒類の容器の見やすい箇所に、当該酒類の移出の時までに、酒類の品目などを表示しなければならないとされています（組合令8の3①）。

① 表示義務のある者

酒類製造業者

② 表示の時期

当該酒類の移出のときまで

③ 表示の場所

移出する酒類の容器（又は包装）の見やすい箇所

④ 表示すべき事項

氏名又は名称、その製造場の所在地及び次に掲げる事項

ただし、「その製造場」について、自己の他の製造場において所定の表示すべき事項の全部を表示した酒類を移入し、これをそのままの表示で更に移出する場合における製造場は除かれます。

イ 内容量（粉末酒は重量）

ロ 当該酒類の品目

ハ 当該酒類のアルコール分

ニ 雑酒は、税率の適用区分を表す事項

ホ その他の発泡性酒類は、発泡性を有する旨を表す事項

⑤ 表示の方法

容易に識別することができる方法で表示しなければなりません。ただし、酒類の品目については、財務省令（組合規則11の3）で定めるところにより財務大臣に届け出た方法で表示することとされています。

⑥ 表示の届出を要しない見本

財務大臣が定める見本用のものは除かれています。

見本用のものとは、当該酒類（粉末酒を除きます。）の内容量が100ミリリットル未満で、かつ、当該容器の見やすい箇所に見本用である旨を容易に識別することができる方法で表示しているものとされています（組合規則11の2）。

(2) 販売業者の表示義務

酒類を保税地域から引き取る酒類販売業者等は、当該酒類の引取り又は搬出の時までに、酒類の品目などを表示しなければならないとされています（組合令8の3②）。

① 表示義務のある者

酒類を保税地域から引き取る酒類販売業者又は酒類を詰め替えて販売場から搬出する酒類販売業者

② 表示の時期

当該酒類の引取り又は搬出の時まで

③ 表示の場所

その引き取り、又は搬出する酒類の容器（又は包装）の見やすい箇所

④ 表示すべき事項

住所及び氏名又は名称、その引取先又は詰替の場所の所在地並びに次の事項

イ 内容量（粉末酒は重量）

ロ 当該酒類の品目

ハ 当該酒類（粉末酒を除きます。）のアルコール分

ニ 雑酒は、税率の適用区分を表す事項

ホ その他の発泡性酒類（酒税法第3条第3号ハに規定するその他の発泡性酒類をいいます。）は、発泡性を有する旨を表す事項

⑤ 表示の方法

容易に識別することができる方法で表示しなければなりません。ただし、酒類の品目については、財務省令（組合規則11の3）で定めるところにより財務大臣に届け出た方法で表示することとされています。

⑥ 表示の届出を要しない見本

財務大臣が定める見本用のものは除かれています。

見本用のものとは、当該酒類（粉末酒を除きます。）の内容量が100ミリリットル未満で、かつ、当該容器の見やすい箇所に見本用である旨を容易に識別することができる方法で表示しているものとされています（組合規則11の2）。

事項

イ 当該包装に係る酒類の内容量（粉末酒は重量）

ロ 当該酒類の品目

ハ 当該酒類（粉末酒を除きます。）のアルコール分

ニ 雑酒は、税率の適用区分を表す事項

ホ その他の発泡性酒類（酒税法第3条第3号ハに規定するその他の発泡性酒類をいいます。）は、発泡性を有する旨を表す事項

⑥ 表示の方法

容易に識別することができる方法で表示しなければならないとされています。

2 酒類の包装についての表示

酒類製造業者がその製造場から移出する酒類の包装、酒類販売業者が保税地域から引き取り又は詰め替えて販売場から搬出する酒類の包装についても、上記1と同様に表示しなければならないとされています（組合令8の3③）。

なお、包装は、透明なもの以外のもので通常当該酒類とともに消費者に引き渡されるもののうち、通常当該酒類の品目と同一の品目の酒類の包装に専用されるものに限られています（組合規則11の4）。

① 表示義務のある者

酒類製造業者、酒類を保税地域から引き取る酒類販売業者又は酒類を詰め替えて販売場から搬出する酒類販売業者

② 表示の時期

当該酒類の移出、引取り又は搬出の時まで

ただし、当該包装を当該酒類と別個に移出する場合、当該包装を当該酒類と別個に引き取る又は搬出する場合には、当該包装の移出、引き取り又は搬出の時まで

③ 表示しなければならない包装

通常当該酒類の品目と同一の品目の酒類の包装に専用されるもの

④ 表示の場所

移出する、引き取る又は搬出する酒類の包装の見やすい箇所

⑤ 表示すべき事項

住所及び氏名又は名称、製造場、引取先又は詰替の場所の所在地並びに次の

酒類業組合法

(酒類の品目等の表示義務)

第86条の5 酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒類の品目その他の政令で定める事項を、容易に識別することができる方法で、その製造場から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和29年法律第61号）第29条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第28条第1項、第28条の3第1項又は第29条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならない。

酒類業組合法施行令

(表示事項)

第8条の3 酒類製造業者は、その製造場（酒税法第28条第6項又は第28条の3第4項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。以下この条において同じ。）から移出する酒類（同法第28条第1項又は第29条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）の容器の見やすい箇所に、当該酒類の移出の時までに、その氏名又は名称、その製造場（自己の他の製造場においてこの条の規定により表示すべき事項の全部を表示した酒類を移入し、これをそのままの表示で更に移出する場合における製造場を除く。）の所在地及び次に掲げる事項を、容易に識別することができる方法（当該酒類（財務大臣が定める見本用のものを除く。）の品目については、財務省令で定めるところにより財務大臣に届け出た方法。次項において同じ。）で表示しなければならない。

- 一 内容量（粉末酒にあつては、当該粉末酒の重量）
 - 二 当該酒類の品目
 - 三 当該酒類（粉末酒を除く。）のアルコール分
 - 四 雑酒は、税率の適用区分を表す事項
 - 五 その他の発泡性酒類（酒税法第3条第3号八に規定するその他の発泡性酒類をいう。）は、発泡性を有する旨を表す事項
- 2 酒類を保税地域から引き取る酒類販売業者又は酒類を詰め替えて販売場から搬出する酒類販売業者は、その引き取り、又は搬出する酒類の容器の見やすい箇所に、

当該酒類の引取り又は搬出の時までに、その住所及び氏名又は名称、その引取先又は詰替の場所の所在地並びに前項各号に掲げる事項を、容易に識別することができる方法で表示しなければならない。

- 3 第1項の規定は、酒類製造業者がその製造場から移出する同項に規定する酒類の包装（透明なもの以外のもので通常当該酒類とともに消費者に引き渡されるもののうち、財務大臣が定めるものに限る。以下同じ。）について、前項の規定は同項に規定する酒類販売業者が保税地域から引き取り、又は詰め替えて販売場から搬出する酒類の包装について、それぞれ準用する。この場合において、第1項中「当該酒類の移出の時」とあるのは「当該酒類の移出の時（当該包装を当該酒類と別個に移出する場合には、当該包装の移出の時）」と、「方法（当該酒類（財務大臣が定める見本用のものを除く。）の品目については、財務省令で定めるところにより財務大臣に届け出た方法。次項において同じ。）で表示」とあるのは「方法で表示」と、同項第1号中「内容量」とあるのは「当該包装に係る酒類の内容量」と、前項中「当該酒類の引取り又は搬出の時」とあるのは「当該酒類の引取り又は搬出の時（当該包装を当該酒類と別個に引き取り、又は搬出する場合には、当該包装の引取り又は搬出の時）」と、「並びに前項各号」とあるのは「、当該包装に係る酒類の内容量（粉末酒にあつては、当該粉末酒の重量）並びに前項第2号から第5号まで」と読み替えるものとする。

酒類業組合法施行規則

(表示方法の届出を要しない見本)

第11条の2 令第8条の3第1項に規定する財務大臣が定める見本用の酒類は、当該酒類（粉末酒を除く。）の内容量が100ミリリットル未満で、かつ、当該容器の見やすい箇所に見本用である旨を容易に識別することができる方法で表示しているものとする。

(表示方法の届出等)

第11条の3 令第8条の3第1項又は第2項に規定する酒類の品目の表示の方法についての届出は、酒類製造業者（酒税法第28条第6項又は第28条の3第4項の規定により酒類製造者とみなされた者を含む。以下同じ。）、酒類販売業者又はこれ

らの者が直接若しくは間接に構成する団体が行う。

- 2 前項の届出をしようとする者は、別紙様式第十一の二による届出書を、財務大臣に提出しなければならない。
- 3 令第8条の3第1項又は第2項に規定する酒類の品目の表示の方法は、酒類の品目を印刷した表示証を容器に見やすく貼り付け、又は酒類の品目を直接容器に見やすく印刷することとし、かつ、次の各号のいずれにも該当する方法により行う。
 - 一 酒類の品目を表示するために用いる文字が日本文字であり、かつ、内容量（粉末酒にあつては、当該粉末酒の重量）に応じ明瞭に判読できる大きさ及び書体であること
 - 二 酒類の品目を表示するために用いる文字の色が表示証又は容器の全体の色と比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること
- 4 酒類の品目の表示を第11条の5に定めるホワイトリカーの呼称によることとしている連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎に係る表示の方法は、前項に規定する方法による当該呼称の表示にあわせて、連続式蒸留焼酎にあつては①の記号、単式蒸留焼酎にあつては②の記号が明瞭に判別できる方法により行う。

（表示を要する酒類の包装）

第11条の4 令第8条の3第3項に規定する財務大臣が定める酒類の包装は、通常当該酒類の品目と同一の品目の酒類の包装に専用されるものとする。

法令解釈通達

第86条の5 酒類の品目等の表示義務

1 総則

(1) 表示を要しない酒類

次に掲げる酒類の容器又は包装には、表示義務事項の表示を要しないことに取り扱う。

イ 品評会、鑑評会等に出品する酒類

ロ 法第6条の4《収去酒類等の非課税》の規定により収去される酒類及び通則法第74条第2項《当該職員の酒税に関する調査に係る質問検査権》の規定により採取する見本の酒類

ハ 消費者（酒場、料理店等を含む。ホにおいて同じ。）に対して通常そのままの状態を引き渡すことを予定していない容器（例えば、タンクローリー）に充填した酒類

ニ 医薬品医療機器等法の規定により厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品に該当する酒類

ホ 消費者に引き渡すことなく輸出することが明らかな酒類（一時的に保管する目的で製造場（法第28条第6項《未納税移出》又は第28条の3第4項《未納税引取》の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出された酒類であつて、当該酒類がその他の酒類と明確に区分して管理されているものに限る。）

(2) 見本用の酒類の表示

組合規則第11条の2《表示方法の届出を要しない見本》に規定する見本用の酒類には「見本」又は「見本用」と明瞭に表示する。

(3) 製造場等の所在地及び住所の表示

製造場等の所在地並びに組合令第8条の3《表示事項》第2項及び第5項に規定する住所の表示は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示による。この場合、住居表示は住居番号まで記載するものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定都市及び県庁の所在する市にあつては道府県名を、また、同一都道府県内に同一町村名がないときは郡名を、それぞれ省略することとしても差し支えない。

(4) 文字の種別等

表示義務事項を表示するために用いる文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、種別は次のとおりとする。

イ 氏名又は名称、製造場等の所在地、住所、税率適用区分（数字を除く。）及び発泡性を有する旨は、「漢字」、「平仮名」又は「片仮名」とする。

ただし、名称の表示に使用する文字の種別については、名称の表示に併せて、その読み方を「平仮名」又は「片仮名」により表示する場合に限り、当該名称の商業登記法（昭和38年法律第125号）により登記されている文字の種別によることができる。

（注）名称の商業登記法により登記されている文字の種別とは、「ローマ字」、「アラビア数字」、「&（アンパサンド）」などの商業登記規則第51条の

2第1項の規定により法務大臣が指定する商号の登記に用いることができる符号に関する件（平成14年法務省告示第315号）において、商号の登記に用いることが認められているものをいう。

〔編注〕 法務省告示

商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第51条の2第1項（現・商業登記規則第50条）（他の省令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商号の登記に用いることができる符号を次のように定め、平成14年11月1日から施行する。

平成14年7月31日

- 1 ローマ字
- 2 アラビア数字
- 3 アンパサンド（「&」）、アポストロフィー（「'」）、コンマ（「,」）、ハイフン（「-」）、ピリオド（「.」）及び中点（「・」）

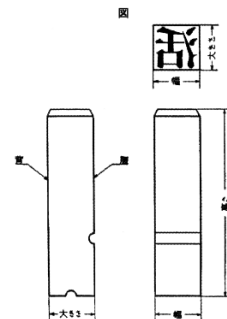
□ 内容量、アルコール分、エキス分及び税率適用区分の数字は、原則としてアラビア数字とする。

ハ 表示に用いる文字の大きさ（ポイント）は、日本産業規格 Z8305（1962）に規定する文字の大きさとする。

〔編注〕 日本産業規格

活字の基準寸法 Z8305-1962

1. 適用範囲 この規格は、一般の印刷に用いる活字（以下活字という。）の基準寸法について規定する。
ただし、新聞印刷に用いる活字には適用しない。
2. 用語の意味 この規格で用いるおもな用語の意味は、つぎのとおりとする。
(1) 大きさ、幅および高さ 活字の大きさ、幅および高さは、つぎの図に示す部分の寸法をいう。



(2) ポイント ポイントは、活字の大きさを表わす単位であって、1ポイントは0.3514mmとする。

3. 大きさ

3.1

種類、大きさおよび大きさの許容差 種類、大きさおよび大きさの許容差は、表1のとおりとする。

表1

単位 mm					
種類 (ポイント)	大きさ	大きさの許容差 (10本につき)	種類 (ポイント)	大きさ	大きさの許容差 (10本につき)
3	1.054	± 0.010	13.125	4.612	± 0.045
3.5	1.230	± 0.010	14	4.920	± 0.050
3.9375	1.384	± 0.015	15.75	5.535	± 0.055
4	1.406	± 0.015	16	5.622	± 0.055
4.5	1.581	± 0.015	18	6.325	± 0.065
5	1.757	± 0.015	20	7.028	± 0.070
5.25	1.845	± 0.020	21	7.379	± 0.075
6	2.108	± 0.020	24	8.434	± 0.085
7	2.460	± 0.025	26.25	9.224	± 0.090
7.875	2.767	± 0.025	28	9.839	± 0.10
8	2.811	± 0.030	32	11.24	± 0.11
9	3.163	± 0.030	36	12.65	± 0.13
10	3.514	± 0.035	40	14.06	± 0.14
10.5	3.690	± 0.035	42	14.76	± 0.15
12	4.217	± 0.040			

備考 種類のうち、右側の活字は10.5/8ポイントを、それぞれ3、4、6、8、10、12、16、20、32倍した大きさのもので、なるべく使用しないものとする。

4. 幅 幅は一般に規定しない。ただし、漢字およびかなの活字に対しては、原則として幅は大きさに等しくする。

5. 高さ 高さは23.45mmとし、許容差は表2のとおりとする。

表2

単位 mm	
種類	許容差
3～24ポイント	± 0.03
26.25ポイント以上	± 0.04

(5) 単位の表示

単位の表示は、主に次を用いる。

イ 内容量は、「L」、「ml」、「ℓ」、「mℓ」、「リットル」又は「ミリリットル」

ロ 粉末酒の重量は、「kg」、「g」、「キログラム」又は「グラム」

ハ アルコール分及びエキス分は、「度」又は「%」

(6) 製造場に移入した輸入酒類をそのままの状態で移出する場合の取扱い

表示義務事項の全部が表示されている輸入酒類を製造場に移入し、そのままの状態で移出する場合には、酒類製造業者の氏名又は名称及びその移出する製造場の所在地は、改めて表示しないこととしても差し支えない。

2 酒類の品目等の表示の取扱い

酒類の品目の表示は、次のとおりとする。

(1) 酒類の品目の表示方法

イ 酒類の品目は、法又は組合規則に記載されている文字の種別とする。

なお、「単式蒸留しょうちゅう」「焼酎乙類」又は「本味酎」等、法が施行される以前に既に慣熟した表記として使用されていたものについては、これを使用することとしても差し支えない。

ロ 酒類の品目の表示は、表示証等の中に一体性をもたせて行う。したがって、例えば、合成清酒については、「合成」と「清酒」の文字が遊離した表示は行わないものとする。

ハ 連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎をホワイトリカーと表示する場合には、ホワイトリカーの文字の後に、組合規則第11条の3第4項《表示方法の届出等》に規定する①又は②の記号を一体的に表示する。

ニ 連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎の混和酒は「連続式・単式蒸留焼酎混和」、「焼酎甲類・乙類混和」又は「ホワイトリカー①②混和」と表示する。この場合、混和酒に対する混和した一方の品目の割合が純アルコール数量で5%未満となるものについては、混和量の多い方の品目だけの表示としても差し支えない。

ホ 組合規則第11条の5《品目の例外表示》に規定する「本格焼酎」について、酒造の合理化等の目的で製造工程中に使用する僅少（穀類又は芋類のこうじと併用する水以外の原料の重量の1,000分の1以下に相当する量）の酵素剤は原料として取り扱わない。

なお、単式蒸留焼酎と連続式蒸留焼酎の混和酒には、「本格焼酎」の呼称を使用できないことに留意する。

ヘ 商標中の商品名に「酒類の品目」が表示されている場合で、かつ、その商品名が一般消費者に熟知されているものである場合には、その表示をもって「酒類の品目の表示」に代えることとしても差し支えない。

ト 酒類の容器又は包装に商品名等を表示する場合には、他の品目の酒類と誤認されるような表示を行わないこと。

(2) 表示する場所

表示する場所は、次のとおりとする。ただし、容器の形態等に照らして、次により難しい場合には、適宜の場所、酒類の品目の表示以外の表示義務事項等と一括して表示する場合には、主たる商標を表示する側以外の場所（底部を除く。）に表示することとしても差し支えない。

イ 瓶詰品については、主たる商標を表示する側の胴部、肩部又は口頭部

ロ 缶詰品については、主たる商標を表示する側の胴部又は頭部

ハ 樽詰品については、主たる商標を表示する側の胴部又は鏡部

ニ イから八までの容器詰品以外のものについては、その容器の形態等に照らして、イから八までに準じて表示するものとする。

（注）酒類の品目は、主たる商標を表示する側の胴部等の場所に表示することとしているが、それらの表示場所は、酒類を陳列棚、陳列ケースその他商品を陳列するための設備に陳列した場合においても、その酒類の品目が消費者に容易に認識できる場所のことをいうものであるから留意する。

ホ 容器の容量が360ml以下の酒類については、王冠又はキャップ（これに類似するものを含む。）に表示することとしても差し支えない。

ヘ 清酒のこもかぶり品のように容器に表示証等を貼付又は直接印刷することができない酒類については、例えば、さげ札を用いて表示することとしても差し支えない。

ト キャップシールに表示する場合には、容器を開栓したときに、当該キャップシールの当該容器に付着した残り部分に酒類の品目の表示が残るように行うものとする（容器の容量が360ml以下の酒類を除く。）。)

(3) 表示する文字の大きさは、次の大きさとする。

イ 原則

「酒類の品目」の文字の大きさは、内容量、文字の数に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

なお、内容量が100ml以下の酒類については、適宜の大きさの文字によることとしても差し支えない。

(注) 別途、食品表示基準第8条第9号の規定では、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であって表示すべき事項を蓋（その面積が30平方センチメートル以下のものに限る。）に表示するものにあつては、5.5ポイントの活字以上の大きさとする事ができることとされていることに留意する。

文字の数	2	3	4以上
活字の大きさ	ポイント	ポイント	ポイント
内容量別			
3.6ℓ超	42ポイント	26ポイント	26ポイント
1.8ℓ超 3.6ℓ以下	26ポイント	22ポイント	16ポイント
1ℓ超 1.8ℓ以下	22ポイント	16ポイント	14ポイント
360ml超 1ℓ以下	16ポイント	14ポイント	10.5ポイント
360ml以下	14ポイント	10.5ポイント	7.5ポイント

□ 粉末酒の場合

「粉末酒」の文字の大きさは、粉末酒の重量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

重量別	活字の大きさ	ポイント
1kg超		42ポイント
500g超 1kg以下		22ポイント
100g超 500g以下		16ポイント
100g以下		14ポイント

(4) 表示方法届出書の取扱い

組合法第8条の3第1項及び第2項《表示事項》の規定による表示方法届出書は、次の場合に提出を省略することができることとして取り扱う。

イ 既に届出をしている表示証等（以下「届出済表示証等」という。）の表示義務事項のうち、組合法又は組合法の改正により、次の範囲内で記載内容を変更するとき。

(イ) 表示を要しないこととなった事項につき、その文字を削除又は抹消するとき及びその削除により空白となる部分へ他の表示義務事項の文字を若干

移動させるとき。

(ロ) 表示を要することとなった事項につき、その文字を他の表示義務事項の文字に並べ又は若干移動させて同一の表示方法をもって追加表示するとき。

□ 届出済表示証等の酒類の品目の表示以外の表示義務事項につき、その文字及び模様等の一部を削除するとき若しくは表示証等の全体の構成に影響を及ぼさない範囲で、文字の一部を変更するとき。

ハ 相続等（包括遺贈を含む。6において同じ。）、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等により届出済表示証等に記載されている氏名又は名称若しくは製造場等の所在地を同一の文字の大きさで変更するとき。

ニ 届出済表示証等の大きさを、原型のまま若干拡大するとき、又は同一の図柄等の表示証のアルコール分若しくは内容量を変更するとき。

ホ 組合法第8条の3第5項《表示事項》の規定により、製造場等の所在地を表示する記号の届出をした者が、届出済表示証等に記載された製造場等の所在地に代えて、新たに届け出た記号を印刷するとき。

ヘ 届出済表示証等の中に、製造場等の所在地を表示している場合において、その表示している箇所に「製造場」の文字を冠記し、又は酒類の品目の表示以外の表示義務事項につき、同一の文字以上の大きさの文字でこれらの表示場所を相互に置き換えるとき。

3 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示

次に掲げる酒類の品目の表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。

(1) 内容量

内容量は、その容器に充填した容量（粉末酒にあつては、重量）を表示する。

また、果実の実等の入った酒類に対する内容量の表示は、当該果実の実等を除いた酒類の内容量を表示する。この場合、果実の実等の量又は果実の実等の量を加えた内容総量を併せて表示することとしても差し支えない。

(注) 粉末酒を除く酒類は、特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）に従った表示義務があることに留意する。

〔編注〕 特定商品の販売に係る計量に関する政令（抄）

第1条（特定商品） 計量法（以下「法」という。）第12条第1項の政令で定める商品（以下「特定商品」という。）は、別表第一の第一欄に掲げるとおりとする。

第2条（特定物象量） 法第12条第1項の政令で定める物象の状態の量（以下「特定物象量」という。）は、特定商品ごとに別表第一の第二欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第1条―第3条、第5条関係）

特定商品	特定物象量	別表第二の表	上限
二十三 飲料（医薬用のもを除く。）			
(二) アルコールを含むもの	体積	表（三）	5リットル

別表第二（第3条関係）

表（三）

表示量	誤差
5ミリリットル以上50ミリリットル以下	4パーセント
50ミリリットルを超え100ミリリットル以下	2ミリリットル
100ミリリットルを超え500ミリリットル以下	2パーセント
500ミリリットルを超え1リットル以下	10ミリリットル
1リットルを超え25リットル以下	1パーセント

備考

パーセントで表される誤差は、表示量に対する百分率とする。

(2) アルコール分

アルコール分は、法に定める税率適用区分を同じくする1度の範囲内で「〇〇度以上〇〇度未満」と表示する。ただし、次の方法によることとしても差し支えない。

イ 例えば、アルコール分が15度以上16度未満のものについて、「アルコール分15.0度以上15.9度以下」又は「アルコール分15度」と表示すること。

ロ ビール、発泡酒、清酒、果実酒又はその他の醸造酒について、アルコール分±1度の範囲内で、例えば、アルコール分12度以上14度未満のものについて、「アルコール分13度」、アルコール分4.5度以上6.5度未満のもの

について、「アルコール分5.5度」と表示すること。

(注)1 アルコール分の度数表示は、1度単位又は0.5度刻みにより表示するものであるから留意する。

2 表示方法は、法に定める品目又は税率適用区分を同じくする範囲内の取扱いであり、例えば、法第3条《その他の用語の定義》第13号ロ、ハ又はニに規定する果実酒の場合、アルコール分14度以上16度未満のものについて、「アルコール分15度」と表示することは認められないことに留意する。

ハ 輸入酒類について、容器のラベルに輸出国で表示されたアルコール分の表示があるものについては、「アルコール分はラベル（表ラベル又は裏ラベル）に記載」の旨の表示をすること。

(注) 当該取扱いが認められるのは、次に掲げる要件を満たす場合であるから留意する。

- 1 アルコール分の適用範囲が、上記(2)の本文又はロに該当する場合
- 2 輸出国で表示されたアルコール分の表示方法が「アルコール分」の表示と容易に認識できる場合

(3) 税率適用区分

税率適用区分の表示は、次による。

イ 発泡酒は、「麦芽使用率〇〇%」と表示する。

ただし、「麦芽使用率25%未満」、「麦芽使用率25%以上50%未満」、「麦芽使用率50%以上」のものについては、その旨（「麦芽使用率50%以上」のものについては「麦芽使用率〇〇%以上」）を表示することとしても差し支えない。

ロ その他の発泡性酒類は、酒類の「品目」、「発泡性を有する旨」の後に次の区分により「①」、「②」又は「③」と表示する。

(イ) 平成29年改正法附則第36条第2項第4号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定するその他の発泡性酒類に該当する場合は「①」と表示する。

(ロ) 同項第3号に規定するその他の発泡性酒類に該当する場合は「②」と表示する。

(ハ) (イ)・(ロ)以外のその他の発泡性酒類に該当する場合は「③」と表示する。

(注) 上記表示を行うに当たり、包材変更に相当期間を要する場合等表示を難しい場合には、組合令第8条の3第6項《表示事項》の規定に基づく承認を受けて、一定の期間上記表示と異なる表示をすることとして差し支えない。

(表示例)

発泡性を有するその他の醸造酒（アルコール分5度）で、平成29年改正法附則第36条第2項第3号括弧書《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に該当するもの

「その他の醸造酒（発泡性）②」

ハ 雑酒は、法第23条第5項括弧書《税率》に規定する「その性状がみりんに類似する酒類」に該当するものについては「雑酒①」、それ以外のものについては、「雑酒②」と表示する。

(4) 発泡性を有する旨の表示

発泡性を有する旨の表示は、「発泡性」、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いる。

(注) 炭酸ガスを加えた酒類は、発泡性を有する旨の表示義務が課せられているか否かにかかわらず、別途、食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、食品添加物としての表示義務があることに留意する。

4 酒類の包装に対する品目等の表示の取扱い

(1) 表示を要する酒類の包装の範囲

表示を要する酒類の包装の範囲は、次のとおりとする。

イ 組合令第8条の3《表示事項》第3項に規定する「通常当該酒類とともに消費者に引き渡されるもの」とは、酒類とともに消費者に引き渡されることを予想して制作された包装をいい、運送、保管等のためだけに用いられるものは含まないものとする。

ロ 組合規則第11条の4《表示を要する酒類の包装》に規定する「当該酒類の品目と同一の品目の酒類の包装に専用されるもの」とは、酒類の品目又は商品名（商標）が表示されている包装で、その品目の酒類の包装に使用されるものとして制作されたものをいう。

(2) 酒類の包装に対する表示の取扱い

酒類の包装に対する表示の取扱いは、原則として2に準ずるものとするが、次に掲げる事項については、それぞれに次に掲げるところにより取り扱う。

イ 二重以上の包装を施した場合は、その最終の包装（外装）に表示義務事項を表示する。

(注) 最終の包装（外装）以外の包装（内装）については、酒類と別個に製造場等から移出される場合には表示を要するのであるから留意する。

ロ 2個以上の容器を一括して収容する包装に対する「内容量」等の表示は、次による。

(イ) 容器の内容量が同一である場合の内容量の表示は、容器の内容量と当該容器の個数とを、例えば「内容量720ml詰2本」等と記載する。

(ロ) 容器の内容量が異なる場合の内容量の表示は、それぞれの容器の内容量と個数とを、例えば「内容量720ml詰1本、内容量500ml詰1本」等と記載する。

(ハ) 容器の個数については、「ダース」、「半ダース」で表示することとしても差し支えない。

(注) 内容量を包装される内容総量で表示することのないようにさせる。

(ニ) 酒類の品目を表示する文字の大きさについては、2の(3)の各表の「内容量別」、「重量別」を、それぞれ「総容量別」、「総重量別」に読み替えて準用する。